

公 示

令和8年度第2回整備管理者選任前研修の実施について

道路運送車両法施行規則第31条の4に規定する運輸局長が行う研修を下記のとおり実施する。

記

1. 主催
北海道運輸局帯広運輸支局
2. 実施日時
令和8年12月1日（火）13時30分から17時00分まで
（受付13時00分から）
3. 実施場所
一般社団法人 十勝地区トラック協会 2階大研修室
帯広市西19条北2丁目4番地
4. 対象者
整備管理者として選任を予定している者（ただし、以下の者を除く）
 - （1）自動車整備士（一級、二級、三級）の資格を有する者
 - （2）平成15年4月1日に整備管理者として在職し、所轄の運輸支局に届出されている者
 - （3）道路運送車両法第53条の規定による命令により解任され、解任の日から2年（同法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては5年）を経過していない者
 - （4）整備管理者選任前研修を受講したことがある者
5. 定員
上限50名（先着順）
6. 受講料
無料
7. 申込先
検査予約システム
【<https://seminar-reservation.jp/seminar>】
※予約環境がない場合に限り下記連絡先
一般社団法人 十勝地区トラック協会
（帯広市西19条北2丁目4番地 電話番号 0155-36-8575）
8. 申込期限
令和8年11月24日（火）
9. 携行品
 - （1）筆記用具
 - （2）写真付きの身分証明書（自動車運転免許証等）
 - （3）「申込番号」がわかるもの（メールの印刷・メールが確認できるスマートフォン等）
 - （4）研修資料（紙媒体・スマートフォン・PC等）
帯広支局HPにて公開【<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/obihiro/index.html>】

【予約システム】



【帯広支局HP】



10. 研修内容

- (1) 整備管理者制度について
- (2) 車両管理等について
- (3) 自動車事故の報告について
- (4) 試問
- (5) その他

11. 注意事項

自動車整備士（一級、二級、三級）の資格がない者であって、整備管理者選任前研修を受講したことがない者が対象の研修です。

整備管理者選任後研修（既に選任されている運送事業者の整備管理者が受講する研修）とは、異なりますので、ご注意ください。

自動車でお越しになる際は、一般社団法人 十勝地区トラック協会 裏側駐車場をご利用下さい。その際、自動車の保守管理状態（自動車に触れる・車内を覗くことはいたしません）を確認させていただきます。

感染防止対策として、研修会場における室内換気、受講者間の距離の確保等の措置を行います。

12. その他

次回の帯広運輸支局管内の整備管理者選任前研修の開催は、令和9年6月頃予定

令和8年10月8日

北海道運輸局帯広運輸支局長

